

東京都商品等安全対策協議会(第8期)
第3回 議事録

平成20年12月16日(火)

都庁第一本庁舎 42階 特別会議室C

午後5時00分開会

生活安全課長 定刻になりましたので、ただいまから第3回の商品等安全対策協議会を開催いたします。本日はお忙しい中、また、こんな時間にもかかわらずご出席いただきましてありがとうございます。

議事に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。

式次第をめくっていただきますとA3サイズの紙がございますが、「協議の方向性」でございます。資料13と書いてございます。参考資料はとじてございますが、前にもお示ししてございますが、参考4として「ベビーフード指針」、参考5として「授乳・離乳の支援ガイド」、6としまして「ベビーフード自主規格第 版」となっております。

議事録もお手元に配付してございますけれども、22日、来週月曜日ですが、ホームページにアップする予定としておりますので、訂正等ございましたら19日まで、今週の金曜日までにご連絡いただければと思います。

会議の出席状況について申し上げます。

部長は所用があって少しおくれて参ります。小林委員についても遅れるとの連絡がございました。国民生活センターの片岡委員の代理といたしまして、前回も同様でしたが、宗林さおり様に出席していただいております。

席上に簡単なものを用意してございますので、召し上がりながら会議を進めていただければと存じます。

山中委員につきましては、今日は体調をくずされたということで欠席とのご連絡をいただいております。

以上の出席状況でございます。

それでは、会長、よろしくお願ひしたいと思います。

詫間会長 師走の大変お忙しい中、遅い時間にお集まりいただきまして感謝をいたしておりますが、今、長課長から、資料につきましてはご説明とご確認があったと存じます。

会議次第の議題が、今日は「『ベビー用のおやつ』の安全対策の検討」ということでございますが、先ほどご説明がありました資料13が非常に大事でございまして、これは二つの流れになっておりますけど、方向性につきまして、案としておまとめいただいたものでございますので、事務局からご説明をお願いいたしたいと存じます。

安全担当係長 事務局の丹野と申します。よろしくお願ひいたします。着座したままで失礼いたします。

お手元にございます資料13をご覧ください。こちらが、今、会長からもありましたとおり、協議の方向性についてまとめたものでございます。最初に現状及び課題について述べた後に、その対策とということでお示しております。

協議の方向性につきましては、大きく二つに分けてご説明いたします。

一つ目は、資料の左側にございます「『ベビー用のおやつ』の安全対策の実施」ということです。現状及び課題といたしまして3点ほど挙げてございます。

1点目は「ベビー用のおやつ」に関して統一的なガイドライン等はないということでございます。各製造事業者の方々に、各社で規格等を設けていらっしゃるということですが、統一的なものがないということでございます。

2点目は、「ベビー用のおやつ」は、離乳食のころの乳児を対象としているものであるにもかかわらず、平成19年の3月に厚生労働省が策定、公表いたしました「授乳・離乳の支援ガイド」との整合が図られていないことです。

例えば、「離乳食の進め方の目安」という記述が支援ガイドの中にございまして、その中に、「食事の目安 調理形態・調理方法」という記述がございます。そちらには離乳食の固さとか、調味についての記述がございますが、それらの記述と、「ベビー用のおやつ」に表示された対象月齢とが合っていないということでございます。

また、「食べ方の目安」というところには、手づかみ食べの開始時期についての記述がありますが、それとも少しずれているのではないかとということでございます。

3点目は、「ベビー用のおやつ」は与え方によっては窒息の危険性があるのではないかとということでございます。こちらにつきましては、インターネット消費者アンケート調査などにより明らかになっております。

そこで、これらの現状及び課題を解決するための対策として、下に掲げてございます「対策」のところです。

一つ目が、「ベビー用のおやつ」の安全性に関するガイドライン等の策定検討と、商品の注意表示の改善を行っていただきます。これは製造事業者の業界団体の方をお願いすることになると思います。その下ですが、国や関係機関に対しましては中立的な立場で窒息事故防止のための調査研究を行っていただきたいと考えております。

これらにつきましては、この協議会からの提言を受けまして、東京都が要望及び提案を行ってまいります。

方向性の二つ目としまして、資料の右側の「消費者への普及啓発」でございます。こちらにつきま

しては、現状及び課題といたしまして2点ほどございます。

1点目は、「ベビー用のおやつ」に対する消費者の意識です。

例えば(1)の「利用頻度が高い」、(3)の「子供が欲しがるからという理由で与えている」、(5)の「乳児に『ベビー用のおやつ』が必要と考える保護者が多い」などです。

表示に関することで申し上げますと、(2)の「商品を購入する際に対象月齢表示を参考にする人が多い」、(4)の「与えるときの注意表示について読んだこともない人が3割を超えている」ということです。これでは、与え方の注意喚起などを注意表示で行っても、その有効性が問われるのではないかと思われます。

2点目は、1で申し上げました消費者の意識とかかわるところでございますが、窒息事故が潜在化しているということでございます。

(1)にありますとおり、事故が起きたり、起きそうになっても、その原因は自分にあると思う人が多いことです。そのためだけではないと思うんですが、そういったことが原因となり、(2)のとおり、どこにも相談しない人がほとんどという状況になっております。

これらの現状及び課題を解決するための対策ということで、その下のところに行きます。

東京都が行うこととしまして4点ほど挙げております。1点目が食育の視点に立った普及啓発、2点目が乳児健康診査時の普及啓発、3点目がプレス発表等による情報提供及び注意喚起、4点目が事故情報通報の呼びかけ。

国に対しましては、母子健康手帳の様式や様式例を定めていらっしゃるということを受けまして、この内容について、特に「授乳・離乳の支援ガイド」の重要な部分について反映していただけるように働きかけたいと考えております。

こちらにつきましては前回、向井先生からお話がありましたとおり、向井先生の方から国へお話ししていただいていると伺っております。

事業者の方々にも、商品に、例えば連絡先を明記していただくなどの対応をしていただいて、事故情報通報の呼びかけに努めていただければということで考えております。

各方面でさまざまな取り組み、対策が行われることによって「ベビー用のおやつ」の安全対策が図られ、最終的には窒息事故の未然防止につながると考えております。

以上です。

詫間会長 どうもありがとうございました。方向性について、いろいろ工夫しておまとめいただいているわけですが、左側の流れ、「『ベビー用のおやつ』の安全対策の実施」ということですが、今ご説明がございましたように、ガイドラインが、個別の製造事業者の方でお持ちのとこ

るもあるんですけれども、統一性の問題が一つございますね。

もう一つは、平成10年に厚労省からの通達で出ております「離乳食の進め方の目安」との整合性といいますが、すり合わせといいますが、そういうようなところに問題が潜んでいるのではないかとということでございます。

最初の問題と申しますか、課題と言ってもいいと思いますが、それにつきましては、製造事業者のほうのお三方、第1回からご出席いただいておりますが、順不同でございますが、関口様、ベビーフード協議会のお立場として一言コメントをいただければと思います。

関口特別委員 方向性については、事前にベビーフード協議会でも内容を確認をさせていただいています。大きな流れについては至極当然のことだろうということで、この方向性について、特にできないとか、やりたくないということでは全くございません。

2番にあります、去年の平成19年3月14日に「授乳・離乳の支援ガイド」が改訂されましたけれども、この改訂を受けて、ベビーフード協議会の各社とも、ベビーフードに関しては月齢表示をきっちり見直して対応しているんですけれども、残念ながら、おやつ類に関しての見直しまで至っていない。見直しというか、自主規格がありませんから各社任せということになっています。

協議会としても、その辺のことは、最近のお母様たち、お客さんたちから、おやつもベビーフードだろうと、前回、この会でもそういうご意見がありましたけれども、確かにお母様たちにとっては、おやつもベビーフードの一つだという認識は当然だと思いますので、ベビーフード協議会としまして、「授乳・離乳の支援ガイド」に合わせた自主ガイドラインをつくる時期だろうということ、これは各社とも共通の認識でございますので、この方向性を受けて、実際に策定の検討に入りたいと思います。

ただ、前回も言いましたように、ちょっと時間がかかります。今日の参考資料にも、ベビーフードの自主規格がありますけれども、中身について各社で議論を進めて作り上げております。したがって、数ヶ月でできるものでもございませんので、それはご理解いただきたいなと思います。

以上です。

詫間会長 ありがとうございます。今のご説明に関連して、稲瀬様、森永の品質保証を担当しておられますが、一言コメントをお願いできればと思います。

稲瀬特別委員 「ベビー用のおやつ」に関しては、過去においては、関口さんのところのベビーフードの自主規格とか、小児科の先生にいろいろ伺いながら製品設計を決めてきた経緯もあるんですけれども、その中身を具体的に、科学的にされていたかという、そうでもなかった。

一方では、お客様から月齢表示への要望等もあったという経緯の中から定めてきた。何ヶ月ごろからといった表示もしてきた経緯もあるんですけれども、今回の平成19年の支援ガイド等を見ますと、

このままでいいのかなということも一方でありますので、この機会に、ベビーフード協議会の方でつくられようとしているガイドライン等も今後参考にしながらやっていければなあというふうに今、考えているところです。

詫間会長 ありがとうございます。今、関口委員の方からもお話がございましたように、自主規制への動きが出てきたということは大変喜ばしいことなので、ただ、一、二ヶ月のスパンではできないということでございます。それは当然だろうと存じますが。

さらに、マーケティングの方も担当しておられる古澤委員はいかがですか。亀田製菓でいらっしゃいますが。

古澤特別委員 お世話さまでございます。私どもも、今回の案件をお聞きしまして、社内的にも話はしてまいりまして、皆様の言っていること、ごもっともなところも非常に多いので、そういったところで、今回の案件、例えば月齢表示の問題とか商品の改定ということはわれわれも真剣に考えていきたいと思っております。

協会が、菓子でありますと、別々の団体があったりしますので、例えば稲瀬さんのいらっしゃる森永さんとわれわれとは全く違った協会に入っていたりもしておりますので、そういったことで、自主規制をするのにちょっと時間はかかると思うんですが、自分たちでできるところからはわれわれも進めていこうと思っています。

もう一つは、そうはいても、マーケティングの立場から言いますと、市場自身を健全にしていくことも非常に重要なことではございますので、そういったことからしますと、注意喚起の仕方を、メーカーの責任としてもう少し考えてやっていこうといったことは今、社内的にもやっておりまして、例えばホームページとか、そういうところで、今の危険性のことを言っていたり、商品の安全な使い方とか、そんなこともメーカーとしては取り組んでいきたいなと思っております。

詫間会長 ありがとうございます。「ベビー用のおやつ」でございますから、ベビーフード協議会というところが最初音頭をとっていただくのが一番よろしいかと思いますが、すぐ横に書いてありますように、全日本菓子協会の方にも、近い将来に波及効果が出ていけば大変望ましいのではないかと思います。

製造事業者の方々の今のコメントはありがたくいただいたわけですが、方向性がもう一つ、どういように対策を働きかけていくということで、もちろん都自身もやらなきゃいけないんですが、国に対しても幾つかお願い申し上げるということで、厚労省が最初に、19年3月の目安もその一つでございますけれども、経産省、特にここに産総研という名前も載っているわけですが、今回は、前回にも申し上げましたように、物性的なことについては特に実験その他ということは考えていませんけれども、

国への働きかけといいますか、調査研究の実施等もお願いできるのかどうかという点について、持丸先生、いかがでございますか。

持丸委員 ご意見が……。

詫間会長 そうですか。宗林さんですね。

宗林委員(代理) すみません、途中で、今、メーカーの方たちのお話を伺いながら、また、前回からの議論を伺いながら、少しお願いしたいことがございます。

一つは、こんなに重篤な事故があるというふうには全然理解しておりませんでした。インターネットの結果から、ヒヤリ・ハットがこんなにあるんだということについて、大変驚く結果であったということです。

大変よく利用されている商品であるということも、明確に認識をしたということで、この両方を踏まえて、先ほどのメーカーさんの自主規格、例えば本文でいいますと、3ページに書かれている「規格等」についてですが、親御さんが注意表示を見たり、あるいは食べているところから目を離さないということは前提にはなっていくだろうかとは思いますが、やはり商品として、例えば口の中に入ってヒヤリとしたときに、口どけという観点、あるいは固さという観点で大事に至らなくて済むかということ、最終的にはそこで回避ができるようなものという検討もぜひお願いしたいと思っております。

というのは、注意表示とか食べ方を書いていただいて、それを親が認識することは大変大切なことだとは思いますが、たくさんのお子さんが遊びながら等自由に利用されていくものだと思いますので、最終的にはヒヤリ・ハットが大事に至らないようにするという点では、口の中に入れたときに、こういったもので回避できるというようなものもぜひ検討の対象にしていただきたいと思います。

今、ここで決めるということではございませんが、要望としてお願いしたいと思っております。

詫間会長 それは一番大事なことでもあるので、品質保証というところにかかわってくるんですが、ただ、そこをあまり細かく突っ込んでいきますと、物性的規格の方へ行っちゃうものですから非常に難しい問題もありますが、もちろんその点も十分考慮していただいて、ベビーフード協議会でございますが、いろいろな自主規制をお進めいただければありがたいということだと存じます。

持丸先生、いかがですか。

持丸委員 産総研の持丸です。ただいまのご意見も受けまして私の方から。

離乳ガイドと整合する方向で業界さんにご尽力いただくというのは大変ありがたいことでして、皆さん、たぶんここにいらっしゃる業界の方々も含めて、まさしく安全で健全な「ベビー用おやつ」がしっかりできていくというのが、最終的に全体の利益になると私は理解しておりまして、そのためにどうやって一步一步みんながしていっていいかという中で、業界団体、特にベビーフードを中心

に扱っていらっしゃるところからまずは検討いただけるというのはすごくありがたく思っております。

これは言うなればより一層の安全ということで、そういう意味では、マーケットへもぜひそういうようなイメージで普及していくことを願ってやまないんですが、一方で将来的なことを考えますと、今ご指摘がありましたように、もうちょっと立ち上がったような意味での規格化ができるんだろうかということです。

これに関して私が答えるべきかどうかよくわかりませんが、私から答えますと、これは業界の前にわれわれがやらなくちゃいけないというのが正直なところです。

と申しますのは、細かく説明するつもりはありませんが、おそらく固さとか口どけとか、人間とかかわる部分が多いので、どれぐらいの嚥下能力を持っているのか、どれぐらいの唾液の量なのかとか、そういう中で、それをしっかりやっていくにはどんな評価をしたらいいのか、これは業界だけで、まことに申しわけないんですが、簡単にできるとは私は思えません。

そこにもありますように、これはわれわれへの将来的な課題として、われわれに予算を出してくださる方々も含めて受けとめておきたいと思っておりますが、一つは事故の調査ですね。今日は欠席ですが、山中先生からも初回で指摘がありましたように、もうちょっとしっかり分析をしていかないと、本質的にどんな事故が潜んでいるのかというのは網羅的にはなかなかわからない。向井先生の方でかなりしっかり調べていただいているので、おそらくその拡大版みたいなのが世の中でも起きていると私どもは察しておりますが、そこはしっかりした調査が必要で、われわれも、あるいは行政も調査の体制をつくっていくとともに、強いて消費者に申し上げるとしたら、病院へ行くほどの何かが起きたときにはぜひ報告をしていただきたい。それは消費者センターでも企業でもいいかと思えます。

もう一つは、この間もご紹介しました嚥下、飲み込む力とか、口どけや固さについてのリスク評価をしっかりと定量的にできるような研究は、われわれの方で地道にやりますが、取り組んでいって、将来的にある程度目安ができたならば、また業界の方とお話をさせていただく機会があるかと思っております。

私からは以上です。

○**詫間会長** そういう方向性で調査を、国の方でもお進めくだされば大変ありがたいことですが、人間工学的なこと、あるいは生体工学的なものですから、機械工学とか、あるいは材料工学だけではこの問題は解決できないので、場合によっては、医学だけではなくて、生物学者とか、そちらのほうの方のご協力も、コラボレーションとして必要になってくるかと思えます。ただ、それは本協議会の枠を少し超えすぎているので、今お話しになりましたように、それなりのまた別の研究費等の確保があれば、そういう方向を進めていただきたいということはコメントできると思うんですが、

向井先生、いかがですか。

向井特別委員 参考資料の「授乳・離乳支援ガイド」の46ページに、参考2「咀嚼機能の発達の目安について」がございます。その四角に囲った二つ目の右側、「支援のポイント」というところを見ていただきますと、「つぶした食べ物をひとまとめにする動きを覚えはじめるので、飲み込みやすいようにとろみをつける工夫も必要」と書いてありますが、固さとか舌どけ、とけの早さはもちろんですが、それを食塊に形成する、つまりつぶれたものをまとめる、そして、広い口腔から、狭い咽頭に押し込んでいくということ、食塊を形成するといいますが、つぶしたもの、つまりとけたものをまとめていく機能が必要で、これがないとうまく食べられない。嚥下のときにうまくいかない。それが赤ちゃんでも老人でも言われているところで、それが「とろみをつける」ということです。

7、8ヶ月ころ、これが発達してくるわけですから、ベビーのお菓子がとろけてしまった後に、それをまとめる能力が必要ですから、それがおおよそ発達してくるのが7、8ヶ月ころから。ですから、ベビーフードの中で、離乳の、昔の後期、今でいうと9ヶ月、10ヶ月くらいから、とろみがない離乳食がかなり出ているわけです。その前は、まとめることの一つの食品側の援助としてとろみがついているわけですので、お菓子につきましては、そういうことは全く考慮されていないということですので、当然のこととして事故、ヒヤリ・ハットが出るだろう。

もう一つは、ご存知のように、赤ちゃんの口とのど、軟口蓋と口頭が非常に近いわけですので、ここで、特に気道に引き込まれるときには、泣いてしゃくりあげるときに気道に入るわけです。そう考えますと、口の両わきを流れていって安全にお乳を飲んでいるわけですから、そこに、流れなくて張りつけるものを、しかも、固めることができない時期にあげるというのは非常にリスクになるのは当たり前のことだと思います。たぶんとけているのでヒヤリ・ハットで済むのかな、でも、唾液がちょっと少なく、泣いているときにはかなり、しかも、泣いているときに黙らそうと思ってお菓子をあげるということになると、かなりのヒヤリ・ハットはあるのではないかなと。もちろん事故で亡くなっている方もかなりいらっしゃいますけれども、それが一つ。

もう一つ、「ベビーフード自主規格」の中の最後から2枚目、12ページが前から気になっていたんですが、ベビーフードの対象時期と物性が書かれております。対象時期が、対象月齢を2ヶ月以上とする。生後2ヶ月で適用月齢とする。これはEBMはほとんどゼロに等しいと思うんですね。どうしてこの2ヶ月が出たかというEBMですね。哺乳反射という原始反射のある時期にベビーフードを適用月齢にしていくというのは非常に無理がある。

もう一つは物性のところ。物性で、「必要に応じ、液状、流動状、舌でつぶせる固さ、歯ぐきでつぶせる固さまたは歯ぐきで噛める固さ等を表示する」ということで、こういう表示がベビーフードに

は提示されておりますし、今回の「授乳・離乳の支援ガイド」でも、こういう表記はガイドとして提示しております。それにもかかわらず、対象時期が適用月齢を2ヶ月としておりますし、それで、水、お茶を除くわけですから固形食ということになると思いますが、ベビーフードの表示と同じような形で、「ベビー用おやつ」のガイドラインがつけられるとしたら、まさに茶番になってしまうのではないかなと思います。

以上です。

詫間会長 貴重なご指摘をいただいておりますが、前段のとりみの問題、食べたものをまとめて嚥下を容易にするというようなことですが、今、先生からご注意がありました面も含めて、方向性としては、「離乳食の進め方の目安」とのすり合わせですけど、機械的にただすり合わせて整合性を保つのではなくて、今、先生がご指摘になったように、プラスアルファして、改善の方向も含めた調整をしていただくことが大事ではないかなと思いますので、そういう意味で、向井先生のご意見をノートしておいていただけるとありがたいなと思ったわけでございます。

ほかに、特にこの際いかがでございましょうか。

大越特別委員 前回初めて聞いてびっくりした状況ですが、ベビーフードの最後の方で、アルファ化度の測定をしている表示があったんですが、一番問題点が、物性ということはないと言われているんですが、製品の成分が一番重要だと思っていて、この前食べたお菓子も、いろいろ購入してみたのも全部、アルファ化度がとても高いんですね。アルファ化度を高くするというのが条件なんですけど、むしろポーロとか、そういうようなものはアルファ化度が低いんですが、その方が口どけはいいんですが、アルファ化度が高いと、むしろ水分を吸収して張りつく原因になるので、その辺のところは改良点だと思っていて、油を減らすということですが、むしろ油が少し入った方が張りつきは少ないとか、小児用のお菓子に関して、製品的な改良をぜひしていただきたい。

物性の測定方法が、張りつくところについて私も検討しようと思っていたんですが、難しい内容なので、この前、たまたまベビーフードの和光堂さんが相談に来たときに、検討したらどうですかと言って、食塊の測定方法がちょっと違っていたので、発想を変えて考えてみたらという提案はしたのですが。

詫間会長 和光堂さんは関口さんが属しておられるわけですが。

大越特別委員 研究所の方がいらしたもので。

詫間会長 違った方だとは思いますが。

今も申しあげましたように、そういう面も含めまして整合性を保ちつつ、なおかつ進んだガイドラインの作成に進んでいただけるとありがたいなということでございまして、もちろん成分の問題も十分

考慮の範囲に入れていただくことになろうかと存じます。

各社、研究所もお持ちなわけですね。森永さんもお持ちですから、その辺は、どういうふうに物性的なものを研究されるというのは、持丸先生も苦労しておられるくらいのことなので大変難しい問題ではあるんですけど、それを全く抜きにすることはできないわけでございますので、念頭に入れていただきながらガイドラインの方に進んでいただきたいという趣旨だと思っております。

今、左半分の方についてはお話をいただきましたが、右半分の方、消費者への普及啓発ですが、先ほど宗林委員からもありましたように、注意書きなんてものは読んでない人が3割以上いるというようなことが書いてございますので、もう少し大きく、虫メガネで裏側を見ないとわからないような注意書きでは困るわけですから、色づけとか、文字の大きさとか、そういうようなことも少し考慮しなければいけないのではないかとと思われるわけでございます。

先ほども出ていましたように、子供がぐずったり泣いたりするのをなだめるために与えるというふうなお母様も相当数見えるわけございまして、ベビーフードと「ベビー用おやつ」の区別はつきがたいお母様も、当然ですが、たくさんおられるわけで、そういうようなことも十分考慮に入れた啓発普及をしなければいけないということかと思っております。

後の方の結論の中でも重要な役割を担うと存じますし、前回、清宮部長も言及されたと思っておりますが、母子手帳の活用といいますか、そこに任意記載事項欄というのがあって、栄養に関する事項を、これは後の方の協議にもなりますが、特に厚労省の方で、ベビーフード、「ベビーおやつ」についての注意喚起を印刷していただけるかどうかということも要望の対象になろうかと思っております。していただければ、非常に大きな効果になろうかと思っておりますね。

宗林委員(代理) 教えていただきたいのですが、普及啓発の注意表示は、具体的に親御さんは窒息事故を回避するということを念頭に置いた場合、どんなことに注意し、どうすればいいということをはっきり認識すればいいんでしょうか。

注意表示をきちんとやりましょうということはあるんですが、むずかる子供には与えないというようなことなのか、どのような内容になるのかを端的に教えていただきたいんですが。

詫間会長 具体的に注意事項を書いたら何ページにもなってしまいますが、どのポイントで書くかということですけどね。

ただ、そういうことで安心しきってしまっただけで与えるといいですかね、そういうこともありますよと、事故的なことが、そういうことをまず念頭に入れていただくということだと思っておりますけどね。

まだ、ベビーフード協議会の方でも具体的なメッセージをどうするかは決めておられないと思っておりますけど。

宗林委員(代理) 親が目を離さないというようなことは当然、ベースにはあるかと思いますが、でも、例えばどんな場合に与えないとか、そういう具体的なことになると、何を注意すればいいのかなというイメージがわきにくかったものですから。

詫間会長 最終的にどういうメッセージを選択するか、ワンフレーズぐらいしか書けませんから、それを三つか四つ書くということだと思いますが、

すでに書いてあるものもあるんでしょう？

関口特別委員 基本的にはほとんどというか、すべての商品に記載してあります。

例えばミルクウエハースですけれども、サイド面が全部注意事項になっていまして、例えば「ウエハースはのどに付着しやすいので、食べてるときや食べ終わった後は湯ざましや麦茶などをあげてください。うまく飲み込めないことがあります。赤ちゃんが上手にかみ砕き飲み込めるようになるまで必ず見守ってください。のどに詰まらせないように、赤ちゃんが横になっているときやおんぶしているときにはあげないでください。湿気を嫌いますので、開封後はなるべく……」、最後はのど詰まりとは関係ないんですけれども、こういった表示がそれぞれの、これ以外のおせんべいとかビスケットにも、すべての商品に、スペースが限られていますので、どこまで書けるかというのはあるんですけれども、今のような表示を、ガイドラインがあるわけではないんですけれども、各社とも他社の表示を見ながら、そういった表示はしております。

ただ、おっしゃるとおり、この表現でいいのか、もっとほかに留意点、お母様たちに注意してほしい点、表現とかがあるのかというのは、まだ全然協議していませんので、そういった部分も、表示のガイドラインの方では考えていく必要があるかなと考えています。

宗林委員(代理) 今現在は共通なんですか。商品によっては多少違うものでしょうか。

関口特別委員 商品によって違います。これはウエハースですので、ウエハース特有に、のどに張りつくということが注記されていますし。

宗林委員(代理) わかりました。ありがとうございました。

詫間会長 それだけでも書いていただければ危険回避に役立つと思いますが、それを読まれませんので、そこが問題なんです。それをもうちょっと目につくような形で表示していただくということもこれから大事になっていくと思いますが、

関口特別委員 のど詰まりに直結するような部分に関しては、メーカーさんによっては赤字で目立つようにしたり、そういう工夫もしております。

詫間会長 保護者の責任もあるんですけどね。防御的なことも考えて、全く無防備に、安心して与えるということはよろしくないわけですので、その方向で、事業者と保護者の上手なマッ

チングができるようにしていくのが一番大事ではないかと存じますが、

話が戻りますが、国へは、例えばそこに書いてあります対策の一つの柱として、母子手帳の活用、随時、記載事項欄のところを活用させていただくというようなことですが、乳児健診時の、これは小児科のお医者さんを中心をお願いすることになると思いますが、そういったときにも、それなりに一言おっしゃっていただくというようなことをお願いする。小児保健協会とか、小児科のお医者さんが集まっておられる団体もございますので、そういう努力も東京都として行っていくというようなこととございます。

もちろん事業者の方は、今もご説明がありましたように、ベビーフード協議会だけじゃなくて、全日本菓子協会の方にもそういうルートが、特に森永の稲瀬委員の方はお近いんでしょう？ 全日本菓子協会との連携というのは、とろうとすれば、情報交換みたいなものがございますけれども、押しつけるとか規制するということはもちろんできないわけですが、

稲瀬特別委員 事故通報の呼びかけということになりますと、各社の判断というか、どこまでできるかというのは、強制というのは難しいところですが、呼びかけ、団体として、森永は菓子協会に入っていますので、呼びかけ、働きかけはできると思います。あとは各社の取り組みに期待するということになるうかと思えます。

詫間会長 ありがとうございます。ほかに、この際特に……。

高橋特別委員 今の商品の注意表示のことですけれども、細かく表示してあるものをキチッと読んでお買いになる方は心配のない方ではないかと思えます。

私どもでも、お知らせしたい事等書いたものをご父母の方にお渡ししたりとか、いろいろなやり方を試みるのですけれども、それらを良く読んで頂いたり、研修会とかに出てきてくださる方は問題がない場合が多く、それ以外の方のほうで事故が起こったりする場合があります。

今の方は映像文化に親しんで大きくなられたお母様、お父様が多いものですから、文字を読むということがなかなか億劫でいらっしゃるのではないのでしょうか。ですから、できれば1枚、かわいい絵か何かで、こちらは○でこちらは×みたいな、もっと簡単なものであらわしていただけるものをつくっていただくのも、ひとつの方法ではないかと思えます。

(資料配付)

小野特別委員 今お配りしているものは、昨年度、経済産業省の委託事業で開催しました、学生によるキッズデザインのアイデアコンペティションで優勝した作品でございます。今回の「ベビー用おやつ」の安全対策に直接寄与するものではありませんが、参考になればと思ってコピーをして

まいりました。

キッズデザイン賞というのは、すでに商品化されたものを審査するものですが、アイデアコンペというのは、まだ実用化されていない斬新なアイデアを学生によって競い合ってもらうものです。資料が行きましたでしょうか。

バランスフォーベビーというのは、見てわかると思いますけれども、既存商品の離乳食の栄養表示が非常にわかりにくいものになっていることへの提案となっております。赤ちゃんが一日に摂取すべき栄養素を哺乳びん1本分に例えて、その食品に含まれている分量を視覚的に表示しているものです。ここに岩塚製菓さんの製品がございますけれども、裏面に栄養表示がございます。具体的な数字で表示されていますが、一体これは何を意味して、どのように与えればいいのかということがなかなかわかりづらいと思います。学生によるこうした視覚的な提案というのは栄養素の表示だけにとどまらないで、安全・安心な与え方とか、与える時期、あるいは食べ方の説明、そして、注意表示といったものにも応用できるのではないかなと考えております。

できましたら、裏面の説明も含めた商品全体のデザインをこんなふうな、一種のピクトグラムのような部分もありますけれども、デザインとして取り組んでいただければ、更にわかりやすいものになるのではないかなと思います。ぜひご参考にいただければと思います。

詫間会長 そうですね。こういうピクトリアルな図形で指示するというのも非常に大事で、側面には書き切れない。ああいう大きなものだったら書けますでしょうけど、そうでない場合は、少し小さなカード的なものの中に入れる。

ウエハースでも、はがき大の紙を、それに色で上手に書いておけば、何だろうと引き出してみても、「うまく飲み込めないことがあります」とあれにも書いてありますけれども、例えばそういう工夫もしていただくとうれしいかと思いますが、これは一種のシンボルコミュニケーションということなんですよ。言葉というのはものすごく抽象的なものですから、絵の方は非常に具象性が高いものですからわかりやすいということでございます。

山上先生、いかがでしょうか。

山上委員 表示のところ、先ほど宗林委員もおっしゃったんですけど、消費者への普及啓発の(2)に「対象月齢を参考にしている」と8割以上の方が回答しています。注意表示はあまり読んでなかったとしても、いつごろから食べさせられるのかなと、多くの方が対象月齢を見ているわけです。

ところが、先ほど向井先生からガイドラインとの整合性がないというご指摘がありました。このようなお話を伺うと、もしベビー用おやつを与えるなら安全に食べるためには、その子供の発達の程度に

もよりますが、少なくとも9ヶ月、10ヶ月くらいからなのかなと思いました。

ですので、注意表示の対象月齢は慎重に検討していただきたいと思いました。

それとともに、対象月齢はあくまでも参考であること。その子その子の発育・発達の状態を見て、食べさせないといけないものだということも合わせて必ず書いていただきたい。「うまく飲み込めないことがありますので、お子さまがのどに詰まらせないように必ずそばで見守ってあげましょう」という表現では、7ヶ月だったらキチッと飲み込めるものだという安心感を与えてしまう危険性が逆にあるのかなと思いました。注意表示では、そこら辺のところも、検討していただきたいと思います。

詫間会長 ありがとうございます。非常に大事なポイントですが、持丸先生も何か追加の……。

持丸委員 もちろん注意表示その他も大事ですが、そもそも都の方から何か出るんですよね。毎回そうですね。その方が面積も大きいですし、ビジュアルなものも載せられますので、将来的にはお菓子もいろいろご検討いただくとして、まずは都の方から、実際に使っている消費者に向けて、安全で健全なマーケットの育成のために必要な大事な情報を発信するということになると思うんですね。

そのところに、先ほど質問がありました、どんな情報をしっかり伝えておけばよいかというのは、ぜひ向井先生とか、業界の方々のご意見もいただいて、それをできるだけわかりやすいビジュアルな表示で出す。

例年ですと、それが何かのメディアに出たりというような形で知られていくことにもなりますので、私としては、短期的に言うと、それが一番重要なポイントかなという気もしますので、この委員会の一つの短期的な出口でもありますから、そのところをしっかりと検討されるといいかと思います。

詫間会長 ありがとうございます。私も、山上先生がおっしゃったときに連想したんですけど、向井先生と持丸先生と製造業者の方と、例えば3者でワーキングパーティというんですけど、お忙しい方に大変申しわけないんですけど、事務局がご訪問してそれぞれに伺うという手もあると思いますが、そういうことで、今、持丸先生がおっしゃったように、もうちょっと具体的な根拠を持った指示事項を出せるような、サポートになるような資料を提供する。そのためには医学的、歯学的なもの、工学的、生体工学も含めたものと、実際にそれが製造可能なのかとか、そういうものも含めて、事業者の方のお立場とすり合わせて情報を出すということだと思いますが、その点は事務局の方もノートしておいていただいたらありがたいと思います。それが最終的な報告書の一つのポイントになるんじゃないかと思います。

小林先生、いかがでしょうか。方向性についてご意見というか、コメントがおありでしたら。

小林委員 正直申しまして、たぶんどのように表示を工夫されても、見ない人は見ないだろうと。

とても残念なことを言ってしまうと元も子もないのですが、そういう気がします。

それでも、やはりできるだけ目にとまりやすい表示をしていただくことはとても大切なことで、いままで気がつかなかった方が、もしかしたら気がつくかもしれないというような表示の仕方に工夫が得られれば大変ありがたいことだと思います。

これは余談ですが、先日、テレビを見ておりましたら、「こんにゃく入りゼリー」の販売が再開され、袋の下部に大きな字で、たしか「お年寄りやお子さまには絶対に食べさせないでください」というような表示がされたということでした。それを見ていた息子が、「でも、お母さん、絶対食べさせるよね」と言うのです。私もそれに対して、「そんなことないと思うわ」とは言えませんでした。やはり現状から言えば、お手軽にちょっとおいしく食べられるものだったらやっぱり便利に使いたいというのが消費者の心理ではないかなと思いました。

ですから、「食べさせないでください」などと冷たい言い方ではなくて、「形状をこういうふうに工夫しました。食べさせるにはこういう工夫をしてください」というふうにしてもらったらよかったかなあと感じました。

食べさせないとか、食べちゃだめという方向はちょっと切なすぎますから、何でも食べられるように、こういうふうに工夫してありますよ、でも、その上で、さらに、それを使う方はこういうことに注意していただくともっといいですよというようなことが、一目見てわかるような表示になるととてもうれしいと思います。

詫間会長 ありがとうございます。問題の製品の再販売を始めてしまわれたので、いろいろ問題がまた起きるかと思って恐れてはおりますが、

一つは、6割近くの方はご覧になっているんですが、あとの3割の方が、今回の調査ですと、見ておられないということなので、見られる方については、今、持丸先生ほかからご指摘がありましたように、注意をさらにきつく喚起するような形で、さっきのロゴマークなんかも活用していくということと、もう一つ、見られない方については、どんなぐあい間違っても安全という形で、これは品質保証の方に戻るので大変な努力が必要になるわけでございますけど、その両面でやっていかないといけないのかなと感じたような次第でございますが、その点は関口様も念頭に入れておいていただけるとありがたいと思います。

時間がだいぶ押しておりますので、資料13の左面と右面両方についていろいろご意見をいただいておりますが、事務局の方で大変苦勞しておまとめいただきましたので、大きな枠組みとしては、この方向性で、次の第4回のときにできるはずになっております報告書の中身についての情報を少しずつまとめていきたいということでございますので、この際ご了承をいただければありがた

いと思うわけでございます。

(資料配付)

続きまして、今ちょっと申し上げました、問題は、最終的には報告書をつくらなければ意味がないわけでございまして、報告書の作成に向かいます、いつもそうなんですけれども、事務局の方で、期限との、時間との闘いで、素案をおつくりいただいております。これは素案でございますので、これから削除したり追加したり、いろいろな調整がございますので、まさに案の案ということで取り扱っていただきたいと思っておりますし、また、ご参加いただいている傍聴の方は後で回収させていただくことになると思っておりますので、委員の方も、部外秘といいますが、部内資料として扱っていただけると。

というのは、かなり大幅に変わる場合もありますから、一旦出ちゃいますと変えることができない、間違った記述が出たりすると大変なことになりますので、ご了承いただきたいと思っております。

番号をつけておりませんが、報告書の素案ということでございますが、これを事務局のほうから、4章にわたって構成されて、プラス資料ですけど、前半の1章、2章に関して概要をご説明いただけるとありがたいと思っております。

安全担当係長 では、説明いたします。

まず、今、詫間会長からもありましたとおり、この資料の取り扱いですが、今後修正等が入りますので非開示ということにいたしたいと思っております。よって、委員の皆様方にお配りした以外のものにつきましてはこの場限りということで、後ほど回収させていただきますので、よろしく願いいたします。ご了承ください。

では、報告書の素案についてご説明いたします。

1ページ目の目次からご覧いただきたいんですが、この報告書の素案につきましては4部で構成されております。1の「『ベビー用のおやつ』の安全対策の必要性」から、1枚めくっていただきまして、4の「『ベビー用おやつ』の安全対策にかかる今後の取り組みについての提言」でございます。

1ページ目の1「『ベビー用のおやつ』の安全対策の必要性」でございます。

ここでは、前文でいろいろ申し上げておりますが、なぜ安全対策が必要かということで、中ほどから下の 三つでまとめております。まず、多くの消費者の方が利用している商品である、窒息事故が潜在化している可能性がある、統一的な規格等がないという3点を挙げております。

このページの一番下の(1)「『ベビー用のおやつ』とは」以降からは、いままでの協議でご説明した内容が記述されております。

1枚めくっていただきまして、3ページのあたりには、各事業者の方が取り組まれている内容が、表2と表3ということでまとめてございます。

4ページの(2)以下には、国民生活センターの消費生活相談データベースの相談状況、5ページには、東京消防庁の救急出動件数、そのページの中ほどから下あたりからは、今日のご欠席ですが、山中先生からいただいた情報を掲載しております。こちらはいままでの協議会でお示したものですので、内容については割愛させていただきます。

6ページ以降の、「『ベビー用のおやつ』による窒息事故に関する調査等」でございますが、最初の(1)「インターネット消費者アンケート調査」につきましては、第1回の協議会でお示しましたものの抜粋になっております。ということで、こちら説明の方は割愛させていただきますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。次に13ページをご覧いただきたいんですが、(2)「インターネットホームページによる意見募集」、こちらは第1回目の協議会の際に、これから意見募集をいたしますということでお諮りしたかと思っておりますが、こちらの、平成20年12月15日現在の結果が、14ページの中ほど以降の表になって示しております。昨日の状況ですと合計13件ということで、その内訳は、消費者の方から12件、事業者の方から1件でした。

意見内容別に見ますと、本当に必要なかというご意見が6件、安全性に疑問があるのではないかというご意見が3件、表示に問題があるのではないかというご意見が1件、親が注意して与えればいいのではないかというご意見が1件、売られ方、与え方に問題があるのではというご意見が1件、その他、「こんにゃく入りゼリー」のお話をされている方がいらっしゃいましたので、そちらが1件でした。

なお、12月に入りましてから意見がかなり入ってきておりまして、本日も12時ごろに消費者の方から新しい書き込みがございまして、内容は、「おやつが生産、販売されているのに、乳児を対象としたものが日本だけだということのようですが、乳児に与える食べ物について特別な配慮がなされているという意味では誇るべきかもしれませんが、離乳前の乳児にお菓子を与える文化というものも考えものかもしれません」というご意見でした。評価するということ、ちょっとというような、両方まじったような意見です。

また、この協議会の直近に、事業者の方から2件ありましたが、それは私も確認することができなかったんですが、「ベビー用のおやつ」も貢献しているんですよというようなご意見だったのかなと、表題を見ますとそのように思いました。

こちらの意見募集につきましては、当初11月末までというところを、今の段階で延期しておりますが、まだ書き込みが徐々に増えてきておりますので、1年半ばまで延長しまして、最終的な報告書に盛り込ませていただきたいと思いますと考えております。

続きまして16ページをご覧ください。(3)「インターネット都政モニター制度による意見募集」というこ

とで、同じように消費者の方々の意見を聞いております。私ども都庁には都政モニター制度というものがございまして、都政モニターとして毎年度、公募により500名の方に、性別、年代、地域など偏りなく選任させていただいております。この方たちに対して、インターネットにより意見募集を行いました。

募集に当たりまして質問しました事項は、(エ)にございますとおり、「『ベビー用のおやつ』の利用状況」、「窒息事故の発生状況」、「窒息状況をなくすための意見」、「『ベビー用のおやつ』に対する意見」です。この調査、質問事項に多少の制約がございまして、以上の4点になっております。回答は、基本的には選択肢ではなくて、自由に意見を述べていただくという形式になっております。

その結果が17ページ以降にございます。回答状況が(オ)にございまして、年代も性別も、住まわれている場所もばらけたような状況になっています。500名に対して454名、90.8%の回答率となっております。

調査結果でございます。

「与えた経験」ですが、前回のインターネットのアンケートのときには、小さいお子さんがいらっしゃる世帯だけをターゲットにして1,000世帯お願いしたんですが、今回はかなり性別も年代もばらけていらっしゃるということで、「与えた経験がある」と回答された方は43.8%ということでした。

「与えた理由」ですが、こちらは自由に書いていただくような形式にしましたら、「外出時ぐずったとき」が一番多くなりました。

「購入の際、参考にした表示」につきましては、「対象月齢表示」が最も多くなりました。

「危害またはヒヤリ・ハットの経験」について伺ったところ、こちらでもインターネットアンケートと同じような傾向で24.1%の方、インターネットアンケートの方は22.1%でしたので、それと同じような確率で、「ヒヤリ・ハットまたは危害にあったことがある」という回答がありました。

「窒息事故に関する意見」ということで、「親が注意する」が最も多かったです。あと、「商品の改良」「注意表示の改善」「事故についての普及啓発」「対象月齢の見直し」。

「『ベビー用のおやつ』に対しての意見」ということでは、(カ)にございますとおり、「親が注意するべき」が最も多く、続いて、「必要ない」「商品の改良を行うべき」、一方、「必要である」「便利である」というご意見、「親への普及啓発を行うべき」「表示の改善を行うべき」「ガイドライン等を策定するべき」「対象月齢を見直すべき」というものでございました。

都政モニター制度を利用した意見募集につきましては今回初めてお示しするものでございますので、若干詳しく説明いたしました。報告書素案の前半部分の説明は以上でございます。

詫間会長 どうもありがとうございました。4章構成の前半の1、2章ですね。

6ページから12ページも、前回にもご説明があったものが棒グラフで出ておまして、いろいろな貴重なパーセンテージもあるわけですが、今回は特に、14ページからございましたかね、くらしの安全ネット会議室に寄せられた、事例研究的な情報をいただいているので、こういうのは単なる数字ではなくて質的な問題なので貴重なものだと思いますが、鋭いのは、そういうものが本来必要なのかというご意見が、特に後ろの方に、今のところ13件ですけど、出ております。

今後、意見をそのまま提示するだけでなく、もうちょっとまとめて、どういう意味があるのかという意味づけを、報告書としてはするべきではないかと思っておりますが、今、刻々とふえていますから、その辺で全体をまとめていただいたらよろしいと思います。

あとは都政モニターの方でございますね。500名もおられるので、非常に貴重な対象になっておられますが、ヒヤリ・ハット経験が4人に1人はおられるということですから、実際にシリアスな事故になった、危害というところまではいなくても、その前の危険の状態はかなりあるということですね。ですから、本協議会がこういうテーマも取り上げているわけございまして、そこをどのように、危害の方にヒヤリ・ハットが進まないようにすべきかという手だてをいろいろ考えなければいけないということかと存じます。

前段の方は国民生活センターの危害情報のデータ、それから、松川委員の消防庁のデータも使わせていただいておりますので、一応ご点検いただいて。間違っていたりするといけません。

今日ご欠席の山中先生にはご了解いただきまして、6ヶ月24日の男の子、これは非常に詳しい事例報告ではありますが、記載を報告書にしてよろしいというご内諾もいただいているようでございます。ことしの4月に起きた、先生の患者の一人でいらっしゃるんだと思いますが、それは言及させていただいて、ご了承をいただいて載せているものだということですね。個人情報とかなりストレスのところまでのことも書いてございますので、その点もご了解いただければと思います。

今の1章、2章ということになると思いますが、ご説明のあったところまでで、特にいかがでしょうか。ご注意事項とかございましたら、この際おっしゃっていただければと思いますが。

宗林委員(代理) アンケートが2種類おありになると思うんですけれども、たまたまヒヤリ・ハットの割合などが非常に一致していて、数がふえた分だけ信頼性が高いなと思った一方で、2種類のデータを分ける必要性があるのかないのかの検討は必要でないのか、あるいは二つバラバラに載せていく意味というのが明確にあるのであればよからうと思うんですが、片方は男性も入っていることで、「経験」というところは大きく数字が変わっておりますし、また、インターネットの方は、本当に使っている方々の意見ということだろうと思いますので、この辺はどう整理されるのかお尋ねしたいと思います。

詫間会長 では、課長さんの方から。

生活安全課長 いままでのこの協議会でのアンケートというのはインターネット消費者アンケートをやっていたわけですね。このほかには、私どものホームページ、今度、名前を変えていますけれども、くらしの安全ネット会議室を掲載しておりました。

会議室の方は今回、これでも数が多い方なんですけれども、前はあまりPRもなかったということであまり少なかったです。メインになったのは、最初に出ているインターネットのアンケートでした。

こういった調査、いろんな手法があると思うんですが、事故情報とか、あるいはご意見を、いろんなチャンネルを使って募集するのはいいことではないのかなと。

特にまとめるということより、いろんな面で皆さん方に情報を提供していった方がより効果があるのかなと考えております。

詫間会長 そうですね。まずファクツファインディングといいますが、事実についてはそれぞれ個別に提示しなければいけないわけですからね。その後、また事務局ともご相談して、今、宗林委員もご指摘になったように、全体を通して、それがどういう意味があるかということも、総合的な意味づけというのもの、セクションを設けてつくれば非常にいいのではないかと思います。

安全担当係長 今の説明に少し補足ですけれども、前段のアンケート調査とモニターアンケートですと、母数というか、母集団が異なってきますので、データを一緒にすることが難しいというところがございまして、バラバラに、似たような調査結果ですけれども、混乱を招くかと思うんですが、一緒に表記できないというところがございまして。

ただ、この結果を引用する部分では、後段の3、4のところに出てくるんですが、その際にはなるべく並べて引用して現状等を述べていきたいと考えております。そういった形で素案の方を提示させていただきたいと思っております。

詫間会長 今、3章、4章とおっしゃいましたから、そっちへ進んでいただいたらいかがでしょうか。もし1章、2章についてもあれば、さかのぼっておっしゃっていただいても結構ですから。

安全担当係長 続きまして、18ページの3「『ベビー用のおやつ』における現状及び課題について」以降についてご説明いたします。「現状及び課題」と、次の「協議会からの提言」は、先ほどご確認いただきました「協議の方向性」を踏まえた記述になっております。

まず(1)の「商品の安全対策」では、アとしまして、商品の品質に関する規格等が統一化されていない旨を記述しております。イで「授乳・離乳の支援ガイド」との整合について述べており、(ア)では「授乳・離乳の支援ガイド」について述べております。続きまして、20ページの表7を用いまして、離乳食の進め方の目安の記述と、「ベビー用おやつ」の販売状況についてまとめております。それ

が「授乳・離乳の支援ガイド」と整合が図れていないという記述になっております。

こちらについてはかなり不足している部分があると思いますので、ご指摘いただければ、報告書の方はもっと充実させたものになりたいと考えております。

続きまして、20ページの下の方の「窒息事故の発生状況」につきましては、インターネット消費者アンケート調査及びインターネット都政モニター制度の結果などを用いまして記述しております。先ほどの調査の結果二つを併記してございます。

エでは、注意表示などについて読まない人がいることや、対象月齢を表示することによって消費者がベビーフードの一種ではないかなどという誤った認識をしている可能性があることについて記述しております。

21ページの下の方で、(2)の「『ベビー用のおやつ』に対する消費者の意識について」です。アからエでは、インターネット消費者アンケート調査及びインターネット都政モニター制度の結果を引用いたしまして、現状や課題について述べております。内容につきましては割愛させていただきますが、併記できるところは併記いたしまして述べております。

22ページのオでは、食育が不足しているのではないかとということの問題提起しております。

(3)の「窒息事故の潜在化」でございますが、こちらは先ほど、「協議の方向性」についてご説明しましたものとほぼ同じ内容の記載になってございます。

23ページの中ほどから、4「『ベビー用のおやつ』の安全対策にかかる今後の取り組みについての提言」でございますが、前文の二つ目の「・」のところですが、「この提言に基づき、各分野での取り組みがなされることにより、『ベビー用のおやつ』による窒息事故の防止が図られ、最終的には消費者が離乳食に対する正しい知識を持ち、国が定める『授乳・離乳の支援ガイド』にのっとった離乳のあるべき姿が社会に浸透することにつながるものとする」とうたっております。かなり大きなことをうたっているんですが、とうたった上で、以下7点について提言をしております。

(1)のアといたしまして、事業者の方々に、「ベビー用のおやつ」の安全性に関するガイドライン等の策定検討をお願いします。イといたしまして、合わせて注意表示の改善もさせていただきます。ウといたしましては、窒息事故防止のための調査研究の実施を国や関係機関にお願いいたします。

(2)の「消費者への普及啓発」では、東京都が行うこととして、アの「食育の視点に立った取り組み」、イの「乳幼児健康診査時の保護者への普及啓発」、エの「消費者への積極的な情報提供、注意喚起」ということで、国にお願いすることといたしましては、ウの「母子健康手帳への反映」、さらに、事業者の方々と東京都が一緒に行っていくこととしまして、エの一番下の「・」ですが、「事故情報通報を消費者に呼びかける」ことを挙げております。

以上で、報告書素案の後半部分の説明を終わります。

詫間会長 事務局も大変お忙しいところ、鋭意努力しておまとめいただいているわけですが、1月に入りましてから3回ぐらい、素案をご提示して、また修正意見を集めさせていただいて、また、それをお返してというのを、後でまたご説明がありますが、いたしますので、特に4のところの肉づけを、骨子としてはこれで結構な部分もあるかと思いますが、その辺の肉づけは、その段階で少しずつしていくことになろうかと思えます。

「消費者への普及啓発」の中にも、「母子手帳への反映」も一つ入ってまして、任意記載事項の中の「乳幼児の栄養」という項目に、「ベビー用のおやつ」及びおやつの与え方の正しい知識について記載していただけるかどうか、これは国の権限になりますので、そういう要望もさせていただくというポイントが書いてございます。その辺ももう少し肉づけして書くことになろうかとは存じますが、

20ページだったと存じますが、ここの問題が、特に向井先生からのご意見をさらに詳しくいただかなきゃいけないと思えますが、「離乳食の進め方の目安との整合」と書いてある表7でございしますが、この辺のところももう少し、どのように整合するのかということ、プラスアルファでどういうことを、ただ機械的に合わせればいいのかというものじゃございませんので、その辺のところも工夫していかなくちゃいけないんじゃないかと思えますが、この時点で向井先生、いかがでございしますか。

向井特別委員 表7をもう少し書き加えたらと。

詫間会長 先生のご意見も、その段階でいろいろもご指示いただければありがたいと思っているわけですが、

全般的な、最初の1、2章も含めまして、製造事業者の方からのご意見もいかがでございましょうか。協議会としては関口さんでしょうかね。コメントで結構でございます。ご感想で結構でございますが、

関口特別委員 方向性としては、われわれベビーフード協議会も前向きに取り組んで、持丸先生がおっしゃるように、健全なマーケットの育成というところに何とか貢献していきたいと考えています。

ただ、いろいろ突き詰めると、12ヶ月未満のおやつをやめるなどという会社、一部の経営者もないことはないんですね。そうすると、最悪のシナリオがなくなる。12ヶ月未満の月齢表示をした商品が世の中からなくなってしまう。そうすると、お母さんたち、月齢表示を見て与えるお母さんがほとんどだと思いますけれども、与えなくなるお母さんたちの一方で、わけもわからず与えて、さらにのど詰まりのリスクが高まってしまう可能性も考えられなくはないので、そういったことのないように、協議会や、ほかの全日本菓子協会の方々と協力しながら取り組んでいきたいなと。

ただ、漠然と、注意表示だけやればいいのか、規格をつくって見直せばいいということでもなく、大越先生がおっしゃるように物性のところまで、非常に困難な問題、持丸先生のところのお力を借りた

りいろいろしなければいけないかと思えますけれども、日本の赤ちゃんののど詰まりをゼロにしたいという気持ちは皆さんと同じなので、何とかご協力を得ながら前向きに取り組んでいきたいなというふうには感じます。

ただ、問題は非常に高いハードルなので、どうしようかなというのが正直なところでございます。

詫間会長 1歳児の前後の、ウエハースも含めて、採算には乗って販売しておられるわけですよね。

関口特別委員 微妙です。

詫間会長 微妙なところなんですか。あまり手をかけるようだったら製造中止というような話もちラッとおったんですけど、それは逆に、今まさにおっしゃったように、親が全く固形のものを与えてしまうとか、全く粉状のものを与えてしまうということも起きるわけですから、かえって非常な事故を起してしまうということになります。

大越先生のところ、日本女子大では、もちろん実験の設備もお持ちなんですよ。さっきご指摘になった成分的なことについてもご示唆のデータが出るとか、そういうことはいかがなんでしょうか。

大越特別委員 食塊の物性をということで、この前、基準の測定方法をお話しされたんですが、それでは無理じゃないか。食べたときにどうなるかという、今、現状でやっている測定方法に関しては、私としては、ちょっと問題があるんじゃないかという指摘をしたので、アルファ化されている表面というのは、ソフトせんべいなども、少しの水分ですね、たくさんの水分じゃなくて、吸ってしまうと、おせんべいでもフニャフニャになりますよね。その状態が一番張りつくというより、危ない状態だろうと私は思っているんで、フニャフニャにならないようなおせんべいというか、成分的なことの工夫もあるんじゃないかと。

ところが、張りつくとか、のどにひっかかるというのを測定する手法が、今の物性測定では、もう一工夫しないとできないんじゃないかと私が思っているということです。

詫間会長 それは持丸先生も前におっしゃっておられたんじゃないですかね。非常に難しいということですね。

私の大学にも食文化学部というのがあって、装置をいっぱい持っていますけど、いままでそういうテーマが思いつかなかったということもあるものですから、歴史的にデータを積み重ねていないというような面もあるようでございますね。

そのほか、特にこの段階でいかがでございましょうか。報告書のまとめ方についての一つの大枠をご提示申し上げているわけでございますが、もちろんこれだけじゃなくて、今のいろいろな項目についてさらに肉づけをして、意味づけをするという、ただ数字を示しておけばいいというものじゃござい

ませんので、一種の論文みたいなものがございますから、やさしい論文といいますが、そういう努力もしていかなきゃいけませんし、場合によってはご意見をいただいて、もう少し追加のチャプターをつくとか、付属資料のところでもう少し解説をすとか、いろんな工夫も必要になってくるかと思えますね。

これは論文でも同じことですが、最後のところが一番大事なわけで、第4章のところがいかに上手に意味づけが、上手というか、効果的に書いてあるかということが期待されるわけがございますので、私ももちろん責任があるわけがございますが、今後、いろいろの専門の先生、あるいはそのほかの先生からもご意見を伺いながら、いい方向に肉づけしていきたいと思っているわけがございます。

ご提示申し上げた、今の段階での素案の素案のようなものがございますが、報告書の大枠につきましては、一応この方向で、今、私が申し上げましたように、多少のクッションはお認めいただくことになると思いますが、大枠でお認めいただければ大変ありがたいと思いますが、そういうことで一応ご了承いただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

そうしますと、報告書のまとめ方の方向性についても、だんだん大枠が浮かび上がってきたということで、まだ安心はできませんけど、ありがたいことだと思っております。

この段階でいかがでございますでしょうか。今日、お忙しい中、清宮部長様もご出席いただいておりますので、一言お話をいただいた上で、事務的なことをご説明いただきたいと思います。

消費生活部長 本日も本当にありがとうございます。今日のご議論の中で、資料13についてございます「協議の方向性」、まずはご確認をしていただいたことと思います。それを踏まえまして、短い時間でございましたが、報告書の方を事務局から説明させていただいて、幾つかのいろいろな貴重なご意見をいただきました。

後ほど、スケジュール、今後のお話もさせていただきますが、報告書がどういう形で世に出ていくかというところが、消費者教育の、私ども東京都が外に打って出れる第一弾でございますので、報告書のまとめの仕方が大変大事なものだとも考えています。今後また引き続きいろいろなご意見をいただきながら、大変短い時間のご審議になりますけれども、いい報告書にまとめたいと思います。

また、今日のご意見の中で、消費者教育といいますが、注意喚起に、それぞれの製造メーカーの方も大事だけれど、東京都がまずは大枠的に強くPRできるということもあるんじゃないかと、そんな点もいただいておりますので、都としてやれることについても、これからまた考えさせていただきたいと思えます。

短い時間でございましたけれど、短期間の間にひとまず素案まで、まずはまとめていただきましてどうもありがとうございます。今後も引き続きよろしいお願いいたします。

詫間会長 どうもありがとうございました。今のお話の中にございましたように、今後のスケジュールが大事でございますので、A4判の横書きになっております資料がございますので、事務局からよろしくご説明いただきたいと思っております。

(資料配付)

安全担当係長 ただいまお配りいたしましたスケジュールをご覧ください。

まず、本日の協議の結果を踏まえまして、事務局の方で報告書の素案を、先ほど会長からもございましたとおり、まだ肉づけがされておられません部分と、箇条書きになったままでございますので、こちらを報告書の形の体裁に整えまして、中身も充実させまして、報告書案ということで作成いたします。

この報告書案につきましては、押し詰まってしまう大変恐縮ですが、12月26日の金曜日をめどに事務局の方から送付させていただきます。送付の手段といたしまして、紙のものを郵送で、データにつきましては電子メールでお送りいたします。皆様方には、報告書案についてご確認いただきまして、翌年平成21年1月13日の火曜日までに事務局の方に、報告書案の修正点等についてご連絡いただければと思っております。その際はファックス、電子メール及び電話、こういったものでも構いませんので、ご連絡いただければと存じます。

続きまして、修正点を踏まえまして報告書案を修正いたしまして、その週の16日の金曜日に報告書案の修正版を事務局から送付させていただきます。前回と同じ手段で送付させていただきます。

この間、期間が短くて大変恐縮ですが、21日の水曜日までに、報告書案の修正版についてご確認いただきまして、再度また修正点についてありましたらご連絡いただくということで考えております。それらの内容を踏まえまして、最終的には1月28日の水曜日、第4回の協議会を開催したいと考えております。同じ場所で10時からということでございますが、その際には、報告書を都の方にご報告いただくこととなります。報告書につきましては、その協議会の場で公表ということとなります。

先ほど部長からもありましたとおり、委員の皆様方にはお忙しいところ大変お手数をおかけすることになると思っておりますが、何とぞよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

詫間会長 どうもありがとうございました。1月28日、午前10時でございますので、水曜日でございますけど、当局の方にお渡しすることになりますね。セレモニアルなことにもなるわけでございますが、年末年始大変お忙しい中、各委員の先生にもご意見を再度お伺いするというようなことが幾つか起きると思っておりますので、その点はご了承いただければと思うわけでございます。

向井特別委員 報告書の最後の24ページのアの「食育の視点に立った取り組み」で、「消費者の

『ベビー用のおやつ』の意識を」ということですが、これは東京都の食育推進計画等にこういうものを、いままでの計画にプラスするとか、22年までありますから、そういうことまでもここに入れていいという
とあれですが、そういうことも視野に入れて、報告書についての提言をしてよろしいのでしょうか。

生活安全課長 私自身が食育の事務局のメンバーの一人ですので、実績の中に、この協議会の
成果を反映させようと考えております。

向井特別委員 ありがとうございます。

詫間会長 食育はこれから非常に大事なことでございますので、ぜひその方向で拡充していただ
ければと思うわけでございます。

事務局の方から追加して特にございませんようでしたら、これをもって今日の協議を終了させてい
ただきたいと存じます。ご協力ありがとうございました。内閣府の方、NHKの方もありがとうございました。
今後ともよろしくお願いいたします。

午後6時42分閉会